

広島県告示第八百七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定によつて、漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

令和二年七月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 免許予定日

令和二年十月一日

二 存続期間

免許の日から令和五年八月三十一日まで

三 申請期間

令和二年七月九日から令和二年八月三十一日まで

四 公示番号

区第四百三十三号

五 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、名称及び時期

漁業種類	名 称	時 期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	一〇月一日から翌年四月三〇日まで

2 漁場の位置及び区域

(1) 位置

呉市阿賀南八丁目地先

(2) 区域

漁場の区域 次のアイ、イウ、ウエ、エアを結んだ4直線によつて囲まれた区域

基 点 一 阿賀南八丁目駿河東側防波堤南端

〃 二 阿賀南八丁目大入船だまり西側防波堤北端

ア 一から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線上百五十メートルの所

イ 〃 四百メートルの所

ウ 二から呉市下蒲刈町尾ノ鼻を見通す線上四百メートルの所

エ 〃 百五十メートルの所

六 地元地区

呉市阿賀南一丁目から九丁目